

## 広報紙広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宗像市広告掲載取扱要綱（平成18年宗像市告示第133号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、宗像市が月2回発行する広報紙「広報むなかた」（1日号及び15日号。以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告主 広告を掲載する企業、団体及び個人をいう。

(2) 代理店 広告主を選定し、広告の制作指示を請け負う広告代理店をいう。

(掲載基準)

第3条 広告が、要綱第3条及び別表第1に該当する場合は、掲載しない。

2 同一の広告主による広告は、掲載期間中、重複して掲載しない。

(種類、サイズ、掲載料等)

第4条 広告の種類、サイズ、掲載料等は、別表第2のとおりとする。

2 広告の掲載位置は、秘書政策課長が決定する。

(広告主による掲載の申込み)

第5条 広報に広告の掲載をしようとする広告主（以下「申込者」という。）は、広報むなかた広告掲載申込書（広告主用）（様式第1号-1）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込みは、広報発行日の2月前までに行わなければならない。

3 申込みの内容について、掲載決定後に広告の大きさや期間等の変更はできないものとする。ただし、市長が正当な理由と認める場合は、この限りでない。

4 複数号の広報に広告の掲載をしようとする場合は、初回の掲載から1年間（最大24号）の申込みをすることができる。

5 申込者は、市税の滞納がない者とする。

6 申込者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

7 申込者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(代理店による掲載の申込み)

第6条 広報に広告の掲載をしようとする代理店（以下「申込代理店」という。）は、広報むなかた広告掲載申込書（代理店用）（様式第1号-2）を市長に提出しなければならない。

2 申込みは、広報発行日の2月前までに行わなければならない。

3 申込みの内容について、掲載決定後に広告の大きさや期間等の変更はできないものとする。ただし市長が正当な理由と認める場合は、この限りでない。

4 複数号の広報に広告の掲載をしようとする場合は、初回の掲載から1年（最大24号）の申込みをすることができる。

5 申込代理店及び広告主は、市税の滞納がない者とする。

6 申込代理店及び広告主は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

7 申込代理店及び広告主は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、必要があると認めるときは、修正を求めることができる。

2 広告掲載は、原則として先着順とし、申込みが広告枠数を超えた場合は、宗像市内に住所を有する申込者又は申込代理店を優先するものとする。

3 前項の場合において、なお広告枠数を超える場合は、抽選によるものとする。

4 広報紙に占める広告代理店の掲載できる広告の割合は、市が予定している広告枠の2分の1までとする。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広報むなかた広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申込者又は申込代理店に通知する。

(掲載の承諾、広告原稿の作成等)

第8条 前条により掲載の許可を受けた申込者(以下「決定者」という。)又は申込代理店(以下「決定代理店」という。)は、速やかに広報むなかた広告掲載承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 決定代理店は、広報の性格を考慮し、要綱及びこの基準に適合する広告の選定に努めなければならない。

3 決定代理店は、選定した広告について市長の承認を得るため、市長が指定した期限までに広告案等の必要書類を提出しなければならない。

4 決定者又は決定代理店(以下「決定者等」という。)は、市長が指定した期限までに掲載しようとする広告の版下原稿を作成し、提出しなければならない。

5 版下原稿の作成に係る費用は、決定者等が負担するものとする。

(掲載料の納入)

第9条 決定者等は、広告掲載料を市長が指定した期日までに、市の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(掲載料の還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、決定者等の責めに帰さない理由により広告掲載を取り消したときは、この限りでない。

(決定者等の責務)

第11条 決定者等は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載またはその決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(2) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告主又は代理店若しくは広告内容が不相当と判明したとき。

(所管)

第13条 この基準に関する庶務は、都市戦略室秘書政策課が所管する。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から適用する。

この基準は、平成23年10月1日から適用する。

この基準は、平成25年7月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

項 目	例 示
法令等に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法により表現内容等に禁止事項があるもの（医療法（昭和23年法律第205号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律）</li> <li>・不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の規制</li> </ul>
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害・差別・名誉毀損のおそれがあるもの</li> <li>・過剰な利潤追求を行うもの（マルチ商法・キャッチ商法）</li> <li>・貸金業などで公共性のないもの（サラ金・無届の金融業者）</li> <li>・特定の者を対象としたもの（会員への通知・尋ね人）</li> <li>・個人の調査を行うもの（探偵事務所、興信所）</li> <li>・市が推奨しているように誤解を受けやすいもの</li> </ul>
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの</li> <li>・風営法第2条に掲げる業種に係るもの</li> <li>・青少年の人体・精神・教育に有害なもの</li> </ul>
消費者の被害を防止する観点から不適当なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誇大な表現や根拠のない表現をするもの</li> <li>・射幸心を著しくあおる表現をするもの</li> <li>・法令等で認められていない業種、商法、商品に関するもの（マルチ商法、キャッチ商法）</li> <li>・国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの</li> <li>・国、県、市、その他公共の機関が推奨、保証、指定等をしているように誤解を受けやすいもの</li> </ul>
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法に抵触する恐れのあるもの</li> <li>・政党等の講演会等に関するもの</li> <li>・主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの</li> <li>・宗教活動に関するもの（布教活動案内、募金）</li> <li>・社会問題についての主義主張などの意見広告及び個人の宣伝となるもの</li> </ul>
公の秩序又は善良の風俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賭博に関するもの</li> <li>・個人や他企業等を誹謗中傷するもの</li> <li>・過激な表現やいかかわしいもの</li> </ul>

<p>その他、広告物として掲載することが不適当であるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が推進している施策に反するもの</li> <li>・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの</li> <li>・社会問題を起こしている業種や事業者にかかるもの</li> <li>・責任の所在が不明確なもの</li> <li>・内容が不明確なもの</li> <li>・委員会で審査の結果、掲載不適切とされたもの</li> <li>・広告主が市税を滞納しているもの</li> </ul>
----------------------------------	--

別表第2（第4条関係）

※料金は、すべて税込みです。

種類	サイズ	掲載料 (広報紙1号当たり)	掲載位置
1号広告（白黒）	縦 5.9 cm×横 12 cm	20,000 円	2 ページ目以降
2号広告（白黒）	縦 5.9 cm×横 24 cm	36,000 円	2 ページ目以降
3号広告（白黒）	縦 11.8 cm×横 24 cm (紙面の 1 / 3)	72,000 円	3 ページ目以降
4号広告（白黒）	縦 17.7 cm×横 24 cm (紙面の 1 / 2)	108,000 円	5 ページ目以降
5号広告（白黒）	縦 36.6 cm×横 24 cm (紙面全面)	216,000 円	5 ページ目以降
5号広告（カラー）	縦 36.6 cm×横 24 cm (紙面全面)	240,000 円	5 ページ目以降

※ 広報紙は、新聞輪転機で印刷しています。

備考

- 1 1回の申込みにつき複数号の掲載申込みをした場合、初回の掲載から1年間の号数に応じて、次のとおり掲載料の割引をするものとする。
  - (1) 1日号又は15日号をあわせて、6号以上12号未満の申込みをした場合 5%
  - (2) 1日号又は15日号をあわせて、12号以上の申込みをした場合 10%
- 2 4号広告及び5号広告は、「広告」の表示をすること。
- 3 4号広告については広報1号につき2枠までとし、5号広告については広報1号につき1枠とする。